

北海道胆振東部地震における被災者に寄り添った支援の取組

札幌市建設局 正会員 ○山本 淳司, 藤永 壮毅

札幌市建設局 正会員 西山 健一, 江澤 幸介, 佐々木 将仁

札幌市建設局 正会員 須志田 健, 櫻井 英文

1. はじめに

平成 30 年北海道胆振東部地震により、札幌市清田区里塚 1 条 1, 2 丁目では地盤が大きく沈下し、道路などの公共施設の他、約 140 戸の家屋の半数以上が半壊以上の被害にみまわれるなど甚大な被害が発生した。本稿では、地域コミュニティの確実な再生にむけ、住宅再建に取り組む被災者に寄り添った行政による支援について報告する。

2. 背景

突如、想定外の地震にみまわれた被災者のなかには、家財を失うなど、自身がどうしたらいいかわからない一種のパニック状態となり、途方にくれてしまう方や生活が一変し心労から体調を崩してしまう方もいる。自治体は、地震発生直後から、被災者に対し一時的避難や生活再建に向けた支援を提供するが、その内容は、幅広く、複雑かつ多岐にわたるため、所管する部署の窓口も多くなるなど、相談そのものがストレスになることがある。被災者が求める支援内容は、世帯状況（家族構成、経済状況、健康状態など）により、千差万別でありそのニーズは発災直後から時間の経過とともに刻々と変わっていくため、被災者の生活に寄り添い、丁寧な対応を行うには、個々の状況に応じたオーダーメイド的な対応が求められる。また、地域が願うコミュニティの再生を確実なものとするために、札幌市は復旧工事と同時に住宅再建工事が可能な対策工（薬液注入による地盤改良）を選定し、住民が円滑に住宅再建を進めるうえで、現地においても対策工事と住宅再建工事とのスケジュール調整が必要である。

このようなことから現地事務所を設置し、「被災者の近く」で、「全ての支援制度に精通した担当者」による、「顔が見える形での相談対応」によって、被災者の生活に向き合い寄り添った対応が必要であった。

3. 被災者支援の内容

3.1 現地事務所の概要

現地事務所は、2019 年 1 月より被災地区内の公園にプレハブを設置し、週 3 回職員 2 名が専属で常駐している（図-1）。事務所内には、全ての支援制度のパンフレット、各説明会の資料などを置くほか、ネット回線を整備するなど本庁舎と同等の環境を整備している。また、職員は専用の携帯電話を持ち、常駐日以外や夜間でも対応するなど、被災者が利用しやすい環境を整えている。



図-1 現地事務所設置箇所及び写真

3.2 専属職員の役割

現地事務所の専属職員の役割は、下記 1)～4) のとおり、多岐に渡っており、それぞれの制度内容に精通するとともに、被災者の切実な声を受け止め、対応するなど高いレベルで対話力や調整力が必要である。

1) 各種支援制度に関すること

被災者の支援メニューは、生活再建支援金、義援金、宅地復旧支援金など申請に応じて金銭を給付するもの、家屋やがれきの撤去を支援するもの、応急的な家屋の修理の代行やその費用を貸付けるもの、当面の居住のための住宅を提供するものなど多岐にわたり、申請要件や期限のほか、窓口や申請方法も異なるため、被災者の負担が大きい。また、資金面の援助など市が所管するもの以外でも被災者にとっては有用な制度も用意されている。専属職員は、これらの内容を全て把握し、被災者の個々の状況を聞き取り、それに応じた適切なアドバイスを行

キーワード 平成 30 年北海道胆振東部地震, 被災者支援, 現地事務所, 清田区里塚地区

連絡先 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市建設局市街地復旧推進室 TEL011-211-2390

うとともに、必要に応じて所管部局との調整も行う。

2) 対策工事の詳細説明・工法同意に関すること

市は対策工として、薬液注入による地盤改良を選定し、2018年12月の住民説明会で概ねの同意を得たが、薬液注入工は各宅地下の脆弱層が改良対象となるため約90名の地権者に個別に説明し、同意を得る必要がある。

3) 住宅再建に関すること

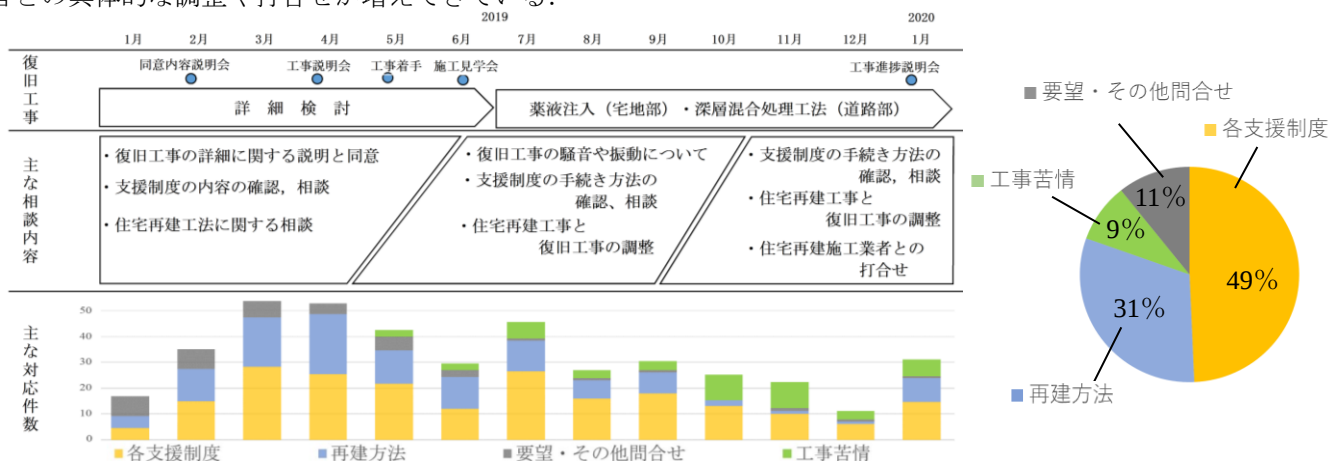
住宅の基礎の補修や宅地の復旧方法は、専門的な内容であり、被災者は、工法や相談先が分からないのが実態である。専属職員は、過去被災した他都市から情報収集するなどして、被災者の状況に応じたアドバイスを行う。

4) 市街地復旧工事の調整に関すること

同地区では、2019年の4月より地盤改良等による復旧工事に着手しているが、並行して上下水道の復旧工事や家屋の撤去や住宅補修・建替えなど住民による工事も行われることから、これら輻輳する多くの工事との工程等の調整を行う。また、被災者は被災経験から自宅の振動などに非常に敏感になるため復旧工事に伴う振動・騒音などについて、多くの不安の声が届くこととなり、これへの対応を行う。

3. 3 被災者支援の変遷

現地事務所では、開設後1年で相談対応や説明も含め、約1000件を超える対応を行ってきた。現地事務所に対応した内容の移り変わり・割合を図-2に示す。開設から工事着工までの5カ月間は、市街地復旧工事の詳細、活用できる支援制度、住宅再建やその費用に関する相談が多く、専属職員からも積極的に住民に接触し、世帯状況や住宅再建の検討状況を聞き取りながら、個々の状況に合わせアドバイスを行ってきた。工事着手以降は、支援申請の手続きなどの対応が増え、地盤改良工事の完了が見通せた2020年に入ってから、住宅再建工事を行う施工業者との具体的な調整や打合せが増えてきている。



4. 被災者支援の成果

現在、この地区のすべての被災者は、住宅再建の見通しがつき、その準備を進めている。このことは、個別具体的に、被災者に対応し、被災者の状況に応じ寄り添った提案をした成果と考えている。被災から半年後に市街地復旧工事に着手したことや丁寧に支援したことを通じ、70戸を超える半壊以上の家屋のうち、60戸以上がこの地区に戻ってくることを決め、地域が願っているコミュニティの再生に向かっていっているところである。

5. おわりに

札幌市では市街地復旧工事の早期着手・実施と併せ、現地事務所の専属職員が被災者に寄り添いながら地域とともに、復旧の歩みを進めてきた。これまでの成果は、専属職員は多くの悩みを抱える被災者の相談を受け、少しでも不安の解消に繋がるように、支援が必要な方々の立場に立ち「微に入り細を穿つ」対応を心がけることで、信用と信頼を得られた結果と考えている。この地区では、市による地盤改良工事を2020年3月末に完了し、2020年の11月に暗渠管の設置や道路復旧を完了する予定である。2019年度末時点で家屋補修工事も10戸以上完了し、新築工事も5戸着手するなど、住民による復旧も着実に歩みを進めているところではある。引き続き、地域と市が一体となって早期復旧に向けて取り組んでいきたい。